

シリーズ

知らなきゃ恥かく
判例の常識(64)

★判例の詳細な情報が必要な方は、各判例の担当者にTEL、FAX、メール等でお問い合わせ下さい。

商標法4条1項7号
「色彩表示としてのシャンパン色」
【平成30年(行ケ)第10124号 審決取消請求事件】【本件商標】 envie CHAMPAGNE GRAY
アンヴィシャンパングレイ

原告は、第9類「眼鏡、電子出版物、アプリケーションソフトウェア」を指定商品とする商標(登録第5942675号)の商標権者であり、本件商標に対して商標法4条1項7号に違反することを理由としてなされた無効審判の容認審決を不服として、本件訴訟を提起した。

原告は、本件商標中の「CHAMPAGNE GRAY(シャンパングレイ)」が、黄色みがかかった灰色のカラーコンタクトレンズを意味すると主張する。一方被告は、著名な原産地統制名称に相当する「CHAMPAGNE(シャンパン)」の文字をそのまま含み、①その構成上も当該文字部分が中心的に表されていることから、視覚上、「CHAMPAGNE」及び「シャンパン」の部分に注目して認識される外観的要素があり、②本件商標に接した取引者・需要者が有する通常の注意力によれば、当該文字部分が強く印象付けられ、ここから発泡性ぶどう酒又はその著名な原産地統制名称を想起連想し、著名な原産地統制名称である「CHAMPAGNE」を含む商標という印象をもって取引にあたりと考えられることから、商標法4条1項7号に該当する旨を主張する。

本訴では、「CHAMPAGNE GRAY」、「シャンパングレイ」について、原告等が、これを色彩を示す表示として使用された例は認められるものの、色彩を示す表示として広く一般的に認識されている語と認めるに足りる証拠はなく、また、「シャンパン」の語が色彩を意味する例があるといっても、色彩としての「シャンパン」に相当する色彩の表現が「緑黄色」、「黄褐色」、「琥珀色」などと必ずしも一致していないことからもうかがわれるとおり、いずれもスパークリング・ワインとしてのシャンパンを想起させることによって、いわば比喩的に「シャンパン」の語を用いて色彩を表現しているものであり、本件商標が「シャンパン」の称呼及び「シャンパーニュ地方産のスパークリング・ワイン」の観念を生じることをむしろ裏付けるものといえると判断され、本件審決の判断に誤りはなく、原告主張に係る取消事由は理由がない旨の判示がされた。

【参考】

* シャンパンゴールド(登録第4889087号商標)異議2005-90598は、「シャンパンゴールド」の文字は不可分一体の色彩を表す語として把握されるものというのが相当として登録維持決定(指定商品「肌にシャンパンゴールド色の色調を付加する効果を有する日焼け止め用化粧品」)

* シャンパンタワー 平成24(行ケ)10267 公序良俗違反(商標法4条1項7号)で無効容認審決を維持。

★詳細についての問い合わせ：
弁理士・光野 文子



骨切術用開大器事件

【H30.12.21 東京地方裁判所
平成29(ワ)18184 特許権侵害行為差止請求事件】

本件は、補正によって追加された要件を充足しない被告製品について、均等を認めた事案である。本件特許の請求項1は分説すると次の通りである(下線部は補正された部分である)。

- 「A 変形性膝関節症患者の変形した大腿骨または脛骨に形成された切込みに挿入され、該切込みを拡大して移植物を挿入可能なスペースを形成する骨切術用開大器であって、
- B 先端に配置されたヒンジ部により相対的に揺動可能に連結された2対の揺動部材と、
- C これら2対の揺動部材をそれぞれヒンジ部の軸線回りに開閉させる2つの開閉機構とを備え、
- D 前記2対の揺動部材が、前記ヒンジ部の軸線方向に着脱可能に組み合わされており、
- E 前記2対の揺動部材の一方に、他方の揺動部材と組み合わせられたときに、該他方の揺動部材に係合する係合部が設けられている骨切術用開大器。」

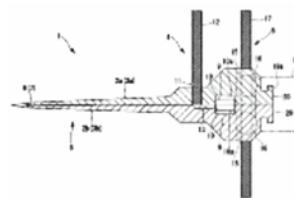
この骨切術用開大器は、図1の左側の尖った部分を骨の隙間に挿入し、右側のネジを回して揺動部材を開き、これにより開いた骨の隙間に移植物を入れるものである。出願時の拒絶理由対応において、引例との差を明確にするため補正により構成Eが追加された。

判決では、2対の揺動部材をつなげる「係合部」に相当する部材が別部材からなる被告製品は、「係合部」が揺動部材の一部であるとする構成要件Eを充足しないということで、文言侵害は否定された。

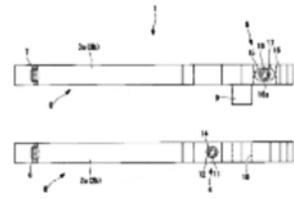
一方で、均等侵害については、係合部を揺動部材の一部として設けるか別部材にするかの相違点は本件発明の技術的思想を構成する特徴的部分には該当しない(第1要件)、明細書や意見書等に鑑みても係合部を揺動部材とは別の部材とする構成を特許請求の範囲から意識的に除外したと認めることはできない(第5要件)として、均等侵害を認めた。

補正で構成を追加したからと言って、その構成について均等が全く適用されなくなる訳では無く、諸事情を客観的に検討して均等の範囲を判断すべきである。

【図1】



【図3】



★詳細についての問い合わせ：
弁理士・黒木 義樹

